
習近平政権下の社会変動

「維穩体制」をめぐる諸問題

及川 淳子
Oikawa Junko

はじめに

習近平政権の発足から一年余り、2013年11月に開催された中国共産党第18期中央委員会第3回全体会議（以下、第18期三中全会）を経て、政権の重要方針が次第に明らかになってきた。「中華民族の偉大な復興」を「中国の夢」と謳い⁽¹⁾、「改革の全面深化」を掲げる習近平政権は各種の課題に取り組む姿勢を表明しているが⁽²⁾、実際にいかなる成果を導くことができるのだろうか。

本稿に与えられた課題は、社会の領域において政権発足以来の注目すべき展開を分析し、今後の方向性を展望することである⁽³⁾。習近平政権下の社会変動を読み解くうえで筆者が注目するのは、社会の安定を最優先課題とする当局の政策方針を概括して言われる「維穩体制」をめぐる諸問題だ⁽⁴⁾。現在、経済成長のひずみがさまざまな社会矛盾となって表出しているなかで、社会の安定を維持する最大の目的は中国共産党による一党支配体制の維持にほかならない。筆者の暫定的な見解を示すならば、2017年に予定されている次期党大会までの数年を視野に入れて見た場合、習近平政権は権力の集中とイデオロギー統制をいっそう強化して、規制強化の傾向をさらに強めていくものと思われる。本稿はこのような課題と問題意識に基づき、習近平政権の社会体制改革を概観したうえで、社会の安定を揺るがす構造的要因を分析し、「維穩体制」に対する考察を通して中国社会の今後を展望する手がかりとしたい。

1 習近平政権の社会体制改革

(1) 社会の安定を最優先する「維穩体制」

「維穩」とは、「維護社会穩定（社会の安定を守る）」というフレーズを省略した表現だ。近年、国内の治安維持を目的とした公共安全関連の支出（通称「維穩費」）が軍事費を超過する事態が国内外の注目を集めている。香港紙『明報』の報道によれば、2014年3月の全国人民代表大会（全人代）に提出された予算案の「維穩費」は8150億元に達し、軍事費の8082億元を超えた。「維穩費」が軍事費を上回るのは2011年以来4年連続だという⁽⁵⁾。治安維持対策強化の背景には、各種社会問題の複雑化と深刻化に対する当局の強い危機感がある。

安定重視の基本方針は、鄧小平が1980年代後半に主張した「穩定压倒一切（安定がすべてを压倒する）」という発言に遡る。1989年の天安門事件の前後に繰り返し強調され、以来、

「穩定（安定）」は改革と発展の前提とされている⁶⁾。「和諧社会（調和のとれた社会）」の理念を掲げた胡錦濤前政権では、経済格差の是正と社会の安定維持がさらに必須となった。一方、作家の劉暁波がノーベル平和賞を受賞した2010年以降、チュニジアのジャスミン革命や「アラブの春」の影響が中国に波及することを警戒した2011年を転換期として、社会の安定は共産党政権の体制維持に不可欠だという危機意識が再び高まった。まさに、「維穩費」の増加が注目され始めた時期に重なる。党組織についてみれば、治安維持を統括する中央政法委員会の権限が強化され、その肥大化した権力構造が重大な問題となった。また、安定維持の任務を指導する「中央維護穩定工作領導小組」は、中央から地方レベルだけでなく主要機関や企業においても「維穩弁（安定維持弁公室）」の設置を徹底した。社会の安定維持は果たされるべき公共政策ではあるが、その手段や方法が威圧的になるなど、社会統制や各種の弾圧に対する懸念が高まり、実際にそのような摩擦や問題が急増している。社会の安定維持を盾にして、言論活動や示威行為などに対する統制が強化されているのだ。このような近年の動向は「維穩体制」と呼ばれ、中国国内においても議論や批判の対象となっている。本来、「維穩」は「社会の安定維持」を意味するが、現在では皮肉や反感を込めて「規制」を暗喩する言葉として使われることも多い。

社会の安定維持について、習近平政権は胡錦濤前政権の政策方針を全面的に継承している。ここでは、第18期三中全会で採択された「改革の全面的深化における若干の重大な問題に関する中共中央の決定」について、社会体制改革にかかわる内容を確認しておきたい。「第18期三中全会の決議」では、「改革60条」と通称されている全60項目に及ぶ基本方針が打ち出された⁷⁾。社会の安定維持に関しては、第49項目で言及されている。注目すべきは、「社会の矛盾を効果的に防いで解消する体制を創出する。重大な政策決定における社会の安定のリスクを評価する仕組みを整える。円滑で秩序ある陳情、心理的なカウンセリング、矛盾の調停、権益保障の仕組みを構築し、一般大衆が問題を報告でき、矛盾を解消でき、権益を保障できるようにする」という記述だ。ここでは行政再議制度と陳情制度の改革についても明言しており、社会の安定を「人民による調停、行政による調停、司法による調停が連動するシステム」によって確保するという目標が掲げられた。習近平政権下の「維穩体制」は、第18期三中全会を経て構造改革による制度重視の方向に政策転換の方針が提起されたのである。

(2) 「社会管理」から「社会治理」へ

習近平政権の社会体制改革については、社会政策関連の文書で用いられる「社会管理」と「社会治理」という用語からも重要な政策転換を読み解くことができる。「社会管理」が提起されたのは胡錦濤政権の時代だ。2002年の中国共産党第16回全国代表大会（党大会）で「社会管理」を政府の職能の一つに定め、2004年第16期四中全会において、「社会の建設と管理を強化し、社会管理体制の刷新を推進する」と決定した⁸⁾。当初、「社会管理」は民生問題の改善など公共サービスを中心とした概念であったが、その後は社会の変化にともなって、全般的な社会問題への対策を意味するようになった。例えば、基層レベルの自治、戸籍管理制度改革、電子行政、インターネット管理、突発的事件の危機管理、知的財産権

保護、食品の安全問題、陳情対策、犯罪対策など、「社会管理」が包括する分野は多岐にわたる。これらはいずれも中国が直面している深刻な社会問題であり、それらの解決により達成すべき最大の目的は、社会の安定維持にほかならない。つまり、胡錦濤政権が提起した「社会管理」は、実質的には「危機管理」と同義であった⁽⁹⁾。

胡錦濤政権の「社会管理」に対して、習近平政権の社会体制改革の新たなキーワードとなったのが「社会治理」である。「管理」と「治理」はわずか一文字の違いにすぎないが、その意味するところには本質的な差異がある。中国語の「管理」は日本語のそれとほぼ同義と考えてよい。一方、「治理」という中国語は、日本語に訳すと「管理する」、「統治する」、「整備する」、「調整する」という具合に複数の意味をもつ⁽¹⁰⁾。経済の市場化によって、「公司治理（コーポレート・ガバナンス）」という概念が定着し、経済だけでなく政治や社会の領域においても使用されるようになった新しい言葉だ。ここで留意すべきは、「管理」と「治理」には意思決定や合意形成のシステムに相違があるという点だ。中央党校の向春玲教授によれば、「管理」が政府による上から下への行政管理を意味するのに対して、「治理」の主体は政府、民衆、企業、社会団体など多元的で、その思考や方法も多様であるという⁽¹¹⁾。

「第18期三中全会の決定」では、その全文で「治理」が24回使用されている。最も重要なのは、「改革の全面的深化の総体目標は、中国の特色ある社会主義制度をさらに完全なものとして発展させ、国家の“治理体系と治理能力”の近代化を推進することである」という一文だ⁽¹²⁾。また、「社会治理」は5回使用され、「科学的で効果的な社会治理体制の形成を加速し、活力に満ち、かつ調和的で秩序ある社会の実現を確保する」と明記された。「社会治理体制の刷新」については、「改革60条」の第47項目で言及されている。「社会治理」改善のポイントを要約すれば次の3点だ。第1、党委員会の指導を強化し、政府の主導的役割を發揮させ、系統的な「治理」を堅持する。第2、政府の「治理」と社会の自律的な調整による良好な相互作用を実現する。第3、法治によって社会矛盾を解決する。つまり、習近平政権が推進する社会体制改革の新機軸は、「治理」という用語に集約されているのだ。

(3) 中央国家安全委員会

第18期三中全会で新たに創設され、その職責や人事の動向について注目されるのが、「中央全面深化改革領導小組」と「中央国家安全委員会」である。いずれも習近平が最高ポストに就任し、党総書記、国家主席、中央軍事委員会主席と合わせて5つの権力を掌握した。党中央政治局常務委員会を中心とした集団指導体制は依然として堅持しているが、実質的には最高指導者への権力集中という構造的な変化をみせている。

中央国家安全委員会は習近平主席以下、李克強首相と全人代常務委員長の張徳江が副主席に就任した。党中央に対し責任を果たす組織として国家の安全にかかわる政策を決定し、遂行すると定められている⁽¹³⁾。國務院に所属する政府組織ではなく、党中央直屬の機関として位置づけられている点が重要だ。組織の特性と人事が示すのは、中央国家安全委員会が事実上、党と政府を網羅する横断的かつ全国の各レベルに至る縦断的な組織として強大な権力を保持するということだ。今後は日常的な任務を遂行する弁公室の人事や具体的な政策など、実態が明らかにされる必要がある。

「第18期三中全会の決定」において、中央国家安全委員会の設立目的は「国家の安全体制と国家の安全戦略をさらに完全なものとし、国家の安全を確保しなければならない」と記されている⁽¹⁴⁾。「国家の安全」が強調されているため外交や軍事などの安全保障を想起するが、具体的な記述がある「改革60条」の第50項目をみると、食品や医薬品の安全、防災、治安、違法犯罪行為、インターネットの管理など総合的な社会の安全に言及している。つまり、中央国家安全委員会の職責は軍事的な脅威という伝統的な安全保障のみならず、社会の全方位に及ぶ公共の安全にかかわる非伝統的安全保障を目的としているのだ。従来の安全保障と非伝統的安全保障を包括的な問題として扱うことが、中央国家安全委員会創設の重要な目的である。換言すれば、中央国家安全委員会の設立主旨は、これまで述べたように社会の安定を維持するための「維穩体制」の堅持とその発展と言えよう。中央国家安全委員会が包括する分野は、公安・警察部門だけでなく、軍事、外交、司法、思想・宣伝工作、金融部門など、国内のみならず国際的な関係も含めて多岐に及ぶと考えられる。

ここで指摘しておくべきは、中央国家安全委員会が「維穩体制」の改革においていかなる役割を果たすかという問題である。包括的組織の創設によってその強権を背景に超法規的措置が顕在化していくのか、あるいは「維穩体制」が制度的に法治の方向に発展しうるのか、習近平政権下の「維穩体制」がいかなる方針と手段で推進されるかを注視しなければならない。

この問題を考察するうえでひとつの手がかりとなるのが、中央国家安全委員会と政法委員会の相対的な関係だ。これまで、治安問題を統括する政法委員会の最高ポストである書記は、政治局常務委員が兼任してきた。前書記の周永康は政法委員会の権力強化を主導し、現在は汚職問題で追及されている渦中の人物である。第18回党大会後に決定した新書記は政治局常務委員ではなく政治局委員の孟建柱であることから、政法委員会の実質的な格下げとみられている。肥大化した政法委員会の権力を低下させる一方で、新たな権力機関として浮上したのが中央国家安全委員会である。

2014年4月15日、習近平は中央国家安全委員会第1回会議を招請し、重要講話を発表した⁽¹⁵⁾。国家の安全について「国内外の要因が歴史上のいかなる時にも増して複雑になろうとしている」と危機感を高め、「総合的国家安全観」を堅持すると強調した。これは、国の外部の安全と内部の安全、国土の安全と国民の安全、伝統的安全と非伝統的安全、発展の問題と安全の問題、自身の安全と共同の安全について総合的に重視し、中国の特色ある国家安全の道を歩み出すべきだという新たな方針である。特に、伝統的安全と非伝統的安全については、①政治の安全、②国土の安全、③軍事の安全、④経済の安全、⑤文化の安全、⑥社会の安全、⑦科学技術の安全、⑧情報の安全、⑨生態の安全、⑩資源の安全、⑪核の安全などを一体化した国家安全システムを構築すると具体的に述べた。習近平は「発展は安全の基礎であり、安全は発展の条件だ」と明言したが、安定維持に係る権力を集中させることで、「維穩体制」はどのように変容していくのだろうか。前述した「治理」を重視する習近平政権が、憲法と法律に基づいて中央国家安全委員会を運営しうるか否かが今後の焦点になるだろう。

2 社会の安定を揺るがす構造的要因

(1) 不安定要因の多様化と表面化

習近平政権下の社会変動について、これまで政権発足以来の社会体制改革を概観したが、ここでは視点を変えて社会の安定を揺るがす諸要因を構造的に分析したい。当局が社会の安定を維持するうえでの脅威として危機感を強めている問題はきわめて広範囲に及び、近年はその多様化が顕著である。中国は高度経済成長を維持して北京五輪や上海万博などの国家プロジェクトを実施したが、急速な経済発展による格差は拡大し続けており、政治の不正や腐敗に対する不満も高まっている。凶悪事件増加などの治安悪化や、ウイグルやチベットなど少数民族地域の問題、宗教問題などもきわめて深刻だ。各種の集団抗議行動や権利擁護の運動が急増している背景には、複雑化する社会が抱える多様な矛盾が存在する。

不安定要因の多様化を象徴しているのが、庶民の生活に密接にかかわる民生問題である。深刻化する大気汚染の問題や食品の安全など、健康被害や公共衛生の問題が急増している。2014年の全人代で李克強首相が発表した政府活動報告では、深刻な社会問題として、環境汚染、雇用、住宅、食品と医薬品の安全、医療、社会保障、教育、所得、土地収用や立ち退き、治安などが列挙された⁽¹⁶⁾。庶民が不満を抱く社会問題について指導部が認識していることの表われではあるが、問題解決は容易ではない。民生問題の改善と社会保障の整備は前政権から積み残された課題だ⁽¹⁷⁾。具体的かつ効果的に改善されれば習近平政権への評価につながり、政権にとっても権力維持の重要な手段になりうるが、対策を誤れば民生問題への不安から政権批判に発展する可能性も高く、社会の安定維持にとって潜在的な脅威となっている。

社会不安の多様化と同時に考えるべきは、さまざまな矛盾が際立つなかで庶民の権利意識や納税者意識が向上し、世論の影響力が強まっている点である。人々の意識と行動の変化は、自由化と規制強化が拮抗する言論空間の変容に象徴されている⁽¹⁸⁾。特に、インターネットの影響力は絶大だ。中国のネットユーザーは2013年末時点ですでに6億人を超え⁽¹⁹⁾、もはやネットの情報量、即時性、伝播性が世論形成に果たす役割を軽視することはできない。ブログや微博 (weibo) と微信 (weixin) などに代表されるソーシャル・ネットワーク・サービス (SNS) は、庶民が社会に対して発言する重要なプラットフォームとなっている。社会の不安定要因は多様化すると同時に、インターネットによって表面化されているのだ。当局はインターネット管理を社会の安定維持の重要課題と位置づけ、第18期三中全会後に党中央の機関として「中央网络安全和信息化领导小组」を設立し、習近平が組長に就任した⁽²⁰⁾。今後も社会の不安定要因が多様化し、表面化する傾向はいっそう顕著になると思われる。

(2) 不安定要因の悪循環

社会の安定維持を揺るがす要因の一つとして次に指摘したいのは、悪循環の構造である。庶民の不満に対する当局の対応がさらなる不満を生じさせ、本来は安定維持を目的とするはずの管理や統制がかえって不安定要因を拡大しているという問題だ。社会の公平や公正を求めて声を上げ行動する人々に対して、当局は社会の安定維持を優先し、事態を収拾し

ようとするが、その対応いかんによってはさらなる社会不安や新たな事件に発展することも多い。

具体的な事例の一つが、近頃弾圧が強化されている新公民運動だ。「自由、公義、愛」を新たな公民の精神として掲げ、憲政によって「公民社会」の実現を目指す社会運動である⁽²¹⁾。例えば、教育の権利平等、戸籍制度による差別撤廃、党や政府高官の資産公開要求などの活動を展開している。著名な活動家や知識人が主導する民主化運動とは異なり、新公民運動は権利意識に目覚めた市民による新たな社会運動として注目された。習近平政権は新公民運動に対する警戒を強め、運動の提唱者で法学者の許志永を逮捕して公共秩序騒乱罪で懲役4年の実刑判決を下したほか、多数の関係者を拘束逮捕した。新公民運動には明確な組織や指導者が存在するわけではなかったが、むしろ当局の弾圧によって許志永や運動に対する世界的な関心が集まるようになり、抗議活動の活発化とさらなる統制強化という展開がみられた。そもそも、新公民運動の言論活動や街頭での示威行為は、中華人民共和国憲法が第35条で保障している公民の基本的権利だ。それにもかかわらず当局が弾圧を強化したのは、社会への不満が組織的な社会運動へと発展することに危機感を強めたからだろう。だが、統制や弾圧を強化すればするほど、かえって問題が明るみに出て、新たな不安定要因となる悪循環に陥っていると言わざるをえない。つまり、中国当局が「安定」を叫べば叫ぶほど、社会はむしろ「不安定」になるという皮肉な現象である。

もうひとつ事例を挙げるならば、深刻化する凶悪犯罪の問題がある。2013年10月28日、北京の天安門付近に乗用車が突入して炎上し、多数の死傷者が出る事件があった。2014年3月1日には、雲南省の昆明駅で凄惨な無差別殺傷事件が発生した。中国当局はいずれも新疆ウイグル自治区の独立勢力による組織的な犯行だと断定し、速やかに事態を収拾した。暴力テロ行為は断じて許されてはならないが、筆者が問題視するのはこうした凶悪事件が「組織的、計画的」という当局の決まり文句で早々に処理され⁽²²⁾、真相究明や事件の背景にある本質的な問題の解決にまで至らないことだ。少数民族の問題は特にその傾向が顕著である。政治や社会に対する不満を暴力的な手段で訴えるケースが増加し、過激化の傾向にあるなかで、この問題もまた不安定要因の悪循環と言えるのではないだろうか。

(3) 不安定要因の内在化

社会における不安定要因のなかで、現在最も深刻なのが道德の荒廃や社会的信頼の喪失という問題である。さまざまな社会問題が複雑化していることはあらためて強調するまでもないが、社会不安の発生要因が人々を取り巻く環境などの外在的なものにあるというよりは、むしろ社会の内部において、つまり社会の構成要員である人々の側に心理的な要因として内在するという変化が生じているのではないだろうか。社会不安の内在化を象徴する事例として考えられるのが、前述した昆明での無差別殺傷事件の発生後にみられた一連のデマだ。昆明駅での事件発生直後、ネットでは昆明市内のウイグル族が多く居住する大樹営地区でも襲撃事件が発生したというデマが流れた。ネットで拡散されたデマと、デマを打ち消す当局の発表やメディアの報道は、事件が人々に与えた衝撃の大きさを物語っていた⁽²³⁾。ネットで拡散されるデマは、ネット管理が強化される動因にもなっている。

この問題について筆者がさらに注目したのは、無差別殺傷事件が人々の心に恐怖を醸成し、それが複数の都市での騒ぎに発展したことだ。3月1日の昆明事件以後、3月14日には四川省成都市の春熙路という繁華街で、「通り魔事件だ」という声に驚いた人々が集団で走り出し、他の通行人たちもパニックに陥って数百人がその場から逃走し、周辺の商店なども含め大混乱になるという事件があった⁽²⁴⁾。翌15日には、広州市の沙河大街でも類似の騒動が発生した。広州の事件は、ショッピングセンターで窃盗犯が取り押さえられた際に「通り魔だ」と誰かが叫んだことから、店内の買い物客がパニックになり逃走したという⁽²⁵⁾。これらはいずれも昆明事件がもたらした衝撃の余波だが、通り魔事件やテロ行為などが発生するかもしれないと人々が疑心暗鬼に陥り、周章狼狽する状況は、社会不安が具現されたものではないだろうか。

もうひとつ例を挙げるならば、近年急増している医療現場での暴力事件の問題がある⁽²⁶⁾。診察や治療結果に不満を抱いた患者やその親族が、医療従事者に対して直接あるいは間接的に暴力をふるう事件が多発しているのだ。例えば、医療過誤で死亡した患者の家族が病院に乱入して破壊行為に及ぶ、死産した妊婦の家族が病院側の説明に不信を抱き医師や看護師を集団で襲撃する、治療結果を不満に思い復讐心を抱いた患者が医師を殺害するなど、医療現場における暴力事件のニュースはすでに常態化している⁽²⁷⁾。医療従事者が自衛のために護身用防具を携帯する話題が注目を集めるほどだ。この問題の背景には、市場経済化によって医療の営利主義が急激に進んだことや、政府の医療財政支出の不足、医療過誤の法的手段による解決が困難など複合的な要因がある。同時に、このような暴力行為の根源には、社会に対する不信感や絶望感があると思われる。これらもまた、社会の不安定要因が内在化している顕著な事例と言えよう。

3 「維穩体制」が内包する矛盾

社会の安定維持を最優先課題として掲げる「維穩体制」は、前述したように実際のところ中国共産党による一党支配体制の維持を最大の目的としている。習近平政権は権力集中によって規制強化の傾向を強めており、今後もイデオロギーや言論統制による抑圧がいつそう懸念される。第18期三中全会で提起された「社会治理」という概念が徹底され、法治に基づいて社会問題が解決されればよいが、中央国家安全委員会のような制度化が果たして安定の維持に貢献するのか、あるいは相反する結果をもたらすのか、現時点における筆者の見解は否定的である。なぜなら、「維穩体制」には本質的な矛盾があるからである。

「維穩体制」が内包する矛盾について、ここで中国の民間組織が2014年2月に初めて発表した報告書「2013年中国維穩與人権年終報告」（以下、「報告」）を参照したい⁽²⁸⁾。この文書は、湖北省随州市に拠点を置く「民生観察工作室」が発表した。同組織は権利擁護運動の活動家として知られる劉飛躍が代表を務め、ウェブサイト「民生観察」を運営している⁽²⁹⁾。庶民の暮らしに身近な民生問題を中心に、人権問題、労働問題、社会の底辺に生きる社会的弱者の権利擁護などについて、情報の収集と発信を続けている。

民生観察工作室の「報告」は、2013年を回顧し「維穩と人権」の状況を分析したものだ。

当局による「維穩と監視」の実態について膨大な事例を参照しながらその特徴をまとめて、①日常化、②拡大化、③凶暴化、④系統化と厳密化、⑤加速化、⑥長期化と持続性、という6つの問題点を指摘した。ほかにも、2013年に「維穩」の重点対象となった人物と地域、「維穩」の主要な方法と手段、メディアとインターネットの統制についても厳しい批判を展開している。参照事例についての評価は脇に置くとして、「維穩」という名の下に監視が強化されている現状の分析は妥当なものと言えよう。民生観察工作室は「報告」についてコメントを発表し、「暴力的な圧制による維穩という悪の実質は体制の悪である」、「維穩体制はすでに中国社会における不安定の最も重要な要素となっている」と痛烈に批判した。さらに、①当局はただちにあらゆる維穩と監視の手段を停止すべき、②人権と公民の権利に対する侵害を停止し、維穩体制を終結させるべき、③政治体制改革を推進し、憲政を実施すべき、という3点を主張している⁽³⁰⁾。社会の安定を維持するための「維穩体制」が、むしろ社会を不安定にしているという民間からの声は、その矛盾についての的を射たものと言えよう。

一方、香港科技大学の丁学良教授は、「中国の特色ある社会主義維穩体制」を歴史、政治、経済の視点から批判した文章で興味深い指摘をしている。社会の秩序を維持するために、「維穩体制」は軍の発動による流血という「最悪」の事態を回避してはいるが、しょせん「次悪」の選択にすぎない。中国政府は「最悪」と「次悪」のほかに選択肢があるのか、思慮すべきだという提言だ⁽³¹⁾。これら民間活動家や研究者の批判をみると、「維穩体制」が内包する矛盾とは、強権的な共産党体制の脆弱性だと言えよう。

結びに代えて——今後の展望

本稿は、「維穩体制」をめぐる問題に焦点を当て、習近平政権発足以来の社会体制改革を概観し、社会の安定を維持するうえで問題となっている構造要因を分析して「維穩体制」の矛盾を指摘した。前述のとおり習近平はその手に権力を集中しているが、その権力をもって改革へと舵を切るのか、あるいは保守的な傾向をさらに強めていくのか、現在はまだ不透明な点が多い。しかし、新公民運動に対する弾圧など言論統制は強化されており、社会の安定を維持するための抑圧が継続していくものと思われる。今後の方向性としては、短期的にみた場合、2017年に開催が予定されている第19回党大会で政治局常務委員が大幅に交代し、第2次習近平政権が発足するまでは、現在の方針が維持されていだろう。習近平政権が独自の政策を打ち出して「中国の夢」を実現し、庶民が豊かさや社会の安定を実感できるのか、今後の改革が待たれるところだ。

習近平政権下の社会変動を観察するうえで、筆者が留意しているのは次の3点だ。まず、権力の側について言えば、重要なのは法治の問題である。前述したように、例えば中央国家安全委員会の創設という制度化が「維穩体制」の改革に貢献するか否か、憲法と法律の定める範囲で党と政府の職能が果たされるのかという問題だ。習近平政権が社会体制改革の重要方針として掲げている「社会治理」の概念は、まさしく法治の重視である。政策目標に掲げたように、「維穩体制」は法治に基づいて推進されるべきであり、第2次習近平政権の発足以後に強権的な「維穩体制」からの脱却が可能となるか注目していきたい。

次に、権力に対峙する民間の側についてである。権力機関の圧力や統制を「上からの力」とすれば、現在は「下からの力」もますます強大になっている。党と政府の不正や汚職に対する不満や反発をはじめ、法治の徹底、憲政の実施、「公民社会」の実現という自由と民主への希求は、今後もさらに強まっていくだろう。インターネット空間が象徴するように、世論の影響力はもはや権力の側も無視することはできない。権利意識に覚醒した市民が権利擁護に立ち上がり、そうした潮流が組織化された社会運動に発展していくケースも増加すると思われる。各種非政府組織（NGO）などの民間団体の役割もさらに重要になるだろう。問題は、そのような社会変動のなかで、民間において理性的かつ非暴力の言動を徹底できるかということだ。前述した社会心理のように、克服すべき課題は多い。

最後に強調したいのは、党・政府と市民の関係性の変化という問題だ。権力の側は世論の高まりや社会運動を警戒して、今後も圧力を強めていくだろう。その力が強まるほどに、当然ながら民間の側の反発や抵抗も強くなる。「上からの力」と「下からの力」が激しくせめぎ合い、拮抗するなかで、衝突を回避するための緩衝装置や利害調整のメカニズムを創造できるだろうか。今後の中国社会は、例えば深刻な環境問題や少子高齢化の加速などの課題を抱え、持続可能な社会の発展を実現するための対策が不可欠だ。そうした構造的な問題を克服しつつ、漸進的な社会変革を推進することが望まれる。ジャスミン革命後、中国でも社会変革を論じる際に「改革か、あるいは革命か」という急進的な議論が増えているが、筆者はその結論を急ぐ前に、党・政府と市民の関係性がまさに変化しつつある点に注目すべきだと考える。習近平政権の「社会治理」は、「政府の『治理』と社会の自律的な調整による良好な相互作用を実現する」と提起している。「良好な相互作用」を建前ではなく現実にするためには、政権側の努力および市民の参加と監視がさらに必要だ。

中国社会の安定を確保し維持するためには、習近平政権が主導する「維穩体制」の目的や手段についても、自由な言論空間において闊達に議論されるべきである。それこそが、本来の「維穩」に繋がる道程ではないだろうか。

- (1) 「習近平在参観《復興之路》展覽時強調 承前啓後 繼往開来 繼續朝着中華民族偉大復興目標奮勇前進」『人民日報』2012年11月30日。
- (2) 「中共中央關於全面深化改革若干重大問題的決定」、新華社、2013年11月15日。
- (3) 本稿で扱う社会の領域における問題は、社会保障や社会福祉など個別の政策に限定せず、社会全般にかかわる広義の社会問題と考える。また、社会政策についても同様である。
- (4) 「維穩体制」の概要については後述のとおり。本稿では、習近平政権の政策を理解するための重要なキーワードとして「維穩体制」を中国語のまま使用する。
- (5) 「特稿：『維穩費』料達8150億 增幅続放緩」『明報』2014年3月8日。
- (6) 「穩定压倒一切」『中国共産党新聞』（<http://cpc.people.com.cn/GB/64162/64170/4467121.html>）。
- (7) 前掲「中共中央關於全面深化改革若干重大問題的決定」。以下、「第18期三中全会の決定」と略記し、関連の引用はこれに同じ。
- (8) 「中共中央關於加強党的執政能力建設的決定」『人民日報』2004年9月27日。
- (9) 胡錦濤政権の「社会管理」については、及川淳子「胡錦濤政権の回顧と中国18全大会の注目点——社会政策の領域に関して」、東京財団HP「現代中国プロジェクト」2012年9月19日（<http://>

www.tkfd.or.jp/research/project/news.php?id=1020) を参照。

- (10) 本文で述べたように、「治理」は「管理する」と訳す場合もあるが、ここでは「管理」と「治理」の差異に注目するために、中国語のまま使用する。
- (11) 「社会治理領域改革困難重重 亟待突破既得利益格局」『《瞭望》新聞週刊』2013年12月8日 (http://news.xinhuanet.com/politics/2013-12/08/c_125823929.htm)。
- (12) 前掲、「第18期三中全会の決定」。二重引用符は筆者による。
- (13) 「習近平任中央国家安全委員会主席」、新華社、2014年1月24日。
- (14) 前掲、「第18期三中全会の決定」。
- (15) 「習近平：堅持総体国家安全観 走中国特色国家安全道路」、新華社、2014年4月15日。
- (16) 「两会授權發布：政府工作報告」、新華社、2014年3月14日。
- (17) 及川淳子「社会政策の領域について——課題と展望」、東京財団「現代中国プロジェクト」、2013年5月執筆（東京財団HPにて掲載予定）。
- (18) 言論空間の問題とイデオロギー統制については、及川淳子『『民主』をめぐる潮流と言論統制』、美根慶樹編著『習近平政権の言論統制』、蒼蒼社、2014年5月、を参照。
- (19) 中国互聯網絡信息中心（CNNIC）「第33次中国互聯網絡發展狀況統計報告」2014年1月16日 (<http://www.cnnic.cn>)。
- (20) 「中央網絡安全和信息化領導小組成立：從網絡大国邁向網絡強国」、新華社、2014年2月27日。
- (21) 許志永「中国新公民運動」、2012年5月29日 (<http://xuzhiyong.org/2013/07/29/1315.htm>)。「公民社会」は日本語の「市民社会」とほぼ同義である。新公民運動の詳細については、及川淳子『『公民社会』をめぐる攻防』、2013年8月6日、同『『公民社会』への道筋——新公民運動と憲政論争』、2013年11月15日、いずれも東京財団HP「Views on China」を参照 (<http://www.tkfd.or.jp/research/project/sub1.php?id=399>)。
- (22) 「組織的、計画的」という表現は、例えば孟建柱政法委員会書記のコメントや張徳江全人代常務委員長が全人代開幕式で黙禱を呼びかけた挨拶でも使用され、関連のニュースでも多用されている。「孟建柱：天安門暴恐事件幕後指使者就是東伊運」『大公報』2013年10月31日、「全国人大開幕會為昆明暴力恐怖事件遇難群衆默哀」、新華社、2014年3月5日。
- (23) 例えば、「警方：“昆明市大樹營也發生暴力事件”系謠言」、騰訊網、2014年3月2日 (<http://news.qq.com/a/20140302/000046.htm>) など。
- (24) 「成都春熙路砍人謠言引數百人狂奔 市民嚇到腿軟」、四川在線（成都）、2014年3月15日 (<http://news.163.com/14/0315/03/9NBJSI1700011229.html>)。
- (25) 「沙河大街謠言“有人砍人”引群衆混亂 警方辟謠」『広州日報』2014年3月15日。
- (26) 中国語では「医鬧（医療現場での騒ぎ）」と言われている。
- (27) 例えば次の事件などが一例である。「成都一妊婦医院産下死嬰 30余名家屬毆打醫護人員」、新華社、2014年3月13日。
- (28) 民生觀察工作室「2013年中国維穩與人権年終報告」、2014年2月3日 (<http://msguancha.com/a/lanmu4/2014/0203/9237.html>)。
- (29) ウェブサイト「民生觀察」(<http://msguancha.com/>)。
- (30) 民生觀察工作室「終結維穩体制——『2013年中国維穩與人権年終報告』發布」、2014年2月3日 (<http://msguancha.com/a/lanmu4/2014/0203/9238.html>)。
- (31) 丁学良「中国維穩体制是一個“次壞”選択」、紐約時報（NYT）中文網、2012年12月4日 (<http://cn.nytimes.com/china/20121204/cc04dingxueliang/>)。

おいかわ・じゅんこ 法政大学客員学術研究員
junko.oikawa@gmail.com